

重要事項説明書

（訪問看護）

利用者： _____ 様

医療と福祉のなんでも相談室

事業者： しらゆり訪問看護ステーション _____

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療と福祉のなんでも相談室 しらゆり訪問看護ステーション
所在地	群馬県高崎市保渡田町 1423-2
連絡先	027-373-1630
管理者名	関根 京子
サービス種類	訪問看護 介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	1060290648
医療保険指定番号	—

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前8:30 ~ 午後5:30
定休日	土・日曜日、GW3日間、夏季休暇3日間、冬季休暇5日間

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	関根 京子（看護師・介護支援専門員）	1名	0名	1名
看護師	篠原 知美（看護師） 大井 尚子（看護師） 大塚 美奈（看護師） 石井 しのぶ（准看護師）	1名	3名	4名
理学療法士	関根 輝（理学療法士）	1名	0名	1名
事務長	関根 亘（介護福祉士）	1名	0名	1名
相談員	久保田 恵美子（介護福祉士）	0名	1名	1名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル など）

TEL : 027-373-1630

担当部署: 苦情処理 担当

担当者: 関根 京子

受付時間: 午前8:30 ~ 午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

窓口: 高崎市介護保険課担当課 代表 027-321-1111 8時30分 ~ 17時15分

群馬県国民健康保健団体連合会 代表 027-290-1319

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができ、住み慣れた家（環境）で安心して生活ができるように支援することを目的にサービスを提供致します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護（生活の質を向上するための看護）のサービス提供に努めます。

4 訪問看護の内容

- (1) 病状や障害の把握
 - (2) 清拭や洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等の日常生活上のお世話
 - (4) 褥そうの予防や処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症の方の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の相談または指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) 服薬管理および指導
 - (11) 医師の指示による医療処置・医療連携
 - (12) 介護者の健康管理と精神的支援（家族看護の提供）
 - (13) ケアマネジャーとの連携
 - (14) 緊急時の対応
- その他 医療と介護の相談等（地域住民、介護者、支援者等の相談）・・・無 料
- ※住み慣れた我が家（施設等）で安心して生活が送れるように、
ストレスをためず介護、医療の現場で活躍できるように相談業務を受けています。

5 利用料金（介護保険）

(1) 利用料金

サービス所要時間	（予防）単位	（介護）単位
20 分未満	3 0 3 単位	3 1 4 単位
30 分未満	4 5 1 単位	4 7 1 単位
30 分以上 1 時間未満	7 9 4 単位	8 2 3 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 0 9 0 単位	1 1 2 8 単位
理学療法士(20 分単位)	2 8 4 単位	2 9 4 単位

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※自己負担額は厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の 1 割から 3 割となります。

○サービスの加算料金

加 算 項 目		単位
初回加算Ⅰ		3 0 0 単位
初回加算Ⅱ		3 5 0 単位
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）（1 月につき）		5 0 0 単位
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）（1 月につき）		2 5 0 単位
緊急時訪問看護加算 1（1 月につき）		6 0 0 単位
長時間管理延長加算（1 回につき）		3 0 0 単位
ターミナルケア加算（死 亡 月）		2 5 0 0 単位
複数名訪問加算	所要時間 30 分未満の場合	2 5 4 単位
	所要時間 30 分以上の場合	4 0 2 単位
長 時 間 訪 問 看 護 加 算		3 0 0 単位
退院時共同指導加算		6 0 0 単位
看護・介護職員連携強化加算		2 5 0 単位
定期巡回随時対応訪問介護看護（連携型）	介護 1 から 4	2 9 5 4 単位
	介護 5	3 7 5 4 単位

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 3 0 0 単位を所定単位数に加算する。

※医療保険は別紙参照

(2) 利用料金などのお支払方法

毎月10日前後に、前月分の請求書を発行（郵送）いたしますので、請求書がお手元に届いてから、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。また、お支払方法については、現金、銀行振込の2つの方法いずれかでお支払いください。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、お申し出ください。

② 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

③ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

7 個人情報の保護

当事業所を利用されるご本人およびそのご家族の情報が外部に漏れるということは絶対にありません。ただし、適切な訪問看護サービスを受けられるために必要があるときは、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、保健医療サービス機関へ、情報等、必要な情報を当事業所の担当者より、予め利用者等からの同意を得た上、提供させていただく場合があります。

8 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

9 業務継続計画の策定等について

- ・業務継続計画を策定し、従業員へ周知します。
- ・業務継続計画の具体的内容について、定期的に研修及び訓練を実地します。
- ・業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更します。

10 衛生管理について

- ・感染対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員へ周知します。
- ・感染対策のための指針を整備し、平常時の対策及び発生の対応を規定します。
- ・感染対策のための研修及び訓練を定期的に実地します。

11 虐待防止について

- ・虐待防止のための指針を作成します。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。

【 会社の概要 】

社 名 株式会社しらゆり
社員数 8 名
設 立 令和3年 1月
所在地 群馬県高崎市保渡田町1 4 2 3－2
代表者 関 根 京 子

【 事業内容 】

訪問看護

【事業者】

住 所： 群馬県高崎市保渡田町1 4 2 3－2
社 名： 株式会社しらゆり
代 表 者： 関 根 京 子 印

【事業所】

住 所： 群馬県高崎市保渡田町1 4 2 3－2
事業所名： 医療と福祉のなんでも相談室 しらゆり訪問看護ステーション
（ 事業所番号 1060290648 ）

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____印

【代 理 人】住 所_____

氏 名_____印（続柄 _____）

署名代行理由：

付 則

この重要事項説明書は、令和3年 4月 1日より施行する。
この規定の一部を改訂し令和4年 2月 1日から実施する。
この規定の一部を改訂し令和6年 6月 1日から実施する。
この規定の一部を改訂し令和6年 10月 1日から実施する。